

## 大家畜・養豚特別支援資金のご案内

○大家畜及び養豚経営は、多額の資金が必要であり、その資金回収には時間を要するとともに、素畜費、飼料費等の資材費や生産物価格の変動が大きいという特徴がを有している。

このことから、負債の償還が困難となっている畜産経営者の経営改善のため、経営及び技術指導と併せて、償還圧力を軽減するための資金です。

資金には通常の「経営改善資金」と後継者への経営継承を支援する「経営継承資金」の2種類あります。

### 経営改善資金

#### 融資対象者

大家畜・養豚の飼養農家

#### 資金使途

毎年の約定償還金の借換えに要する資金（ローリング方式）

#### 貸付限度額

畜産に係る営農負債の借換えに必要な額

#### 利率

0.8%【利子補給期間は貸付後10年間】（H27年4月1日現在）

※最新の金利については、農林漁業関係制度資金の概要ページから金利一覧表が入手できます。

#### 償還期限

大家畜：15年以内（うち据置3年以内）

特認：25年以内（うち据置5年以内）

養豚：7年以内（うち据置3年以内）

特認：25年以内（うち据置5年以内）

### 経営継承資金

#### 融資対象者

大家畜・養豚の飼養農家（個人又は一戸法人）で、40歳以下の後継者が経営の主たる従事者になると認められること。

#### 資金使途

大家畜・養豚経営に必要な資金のうち、償還が困難なものの借換えに要する資金（一括借換方式）

#### 貸付限度額

畜産経営に係る営農負債の借換えに必要な額

#### 利率

0.8%【利子補給期間は貸付後10年間】（H27年4月1日現在）

※最新の金利については、農林漁業関係制度資金の概要ページから金利一覧表が入手できます。

#### 償還期限

大家畜：25年以内（うち据置5年以内）

養豚：15年以内（うち据置5年以内）

★資金の貸付要件等については、裏面をご覧ください。

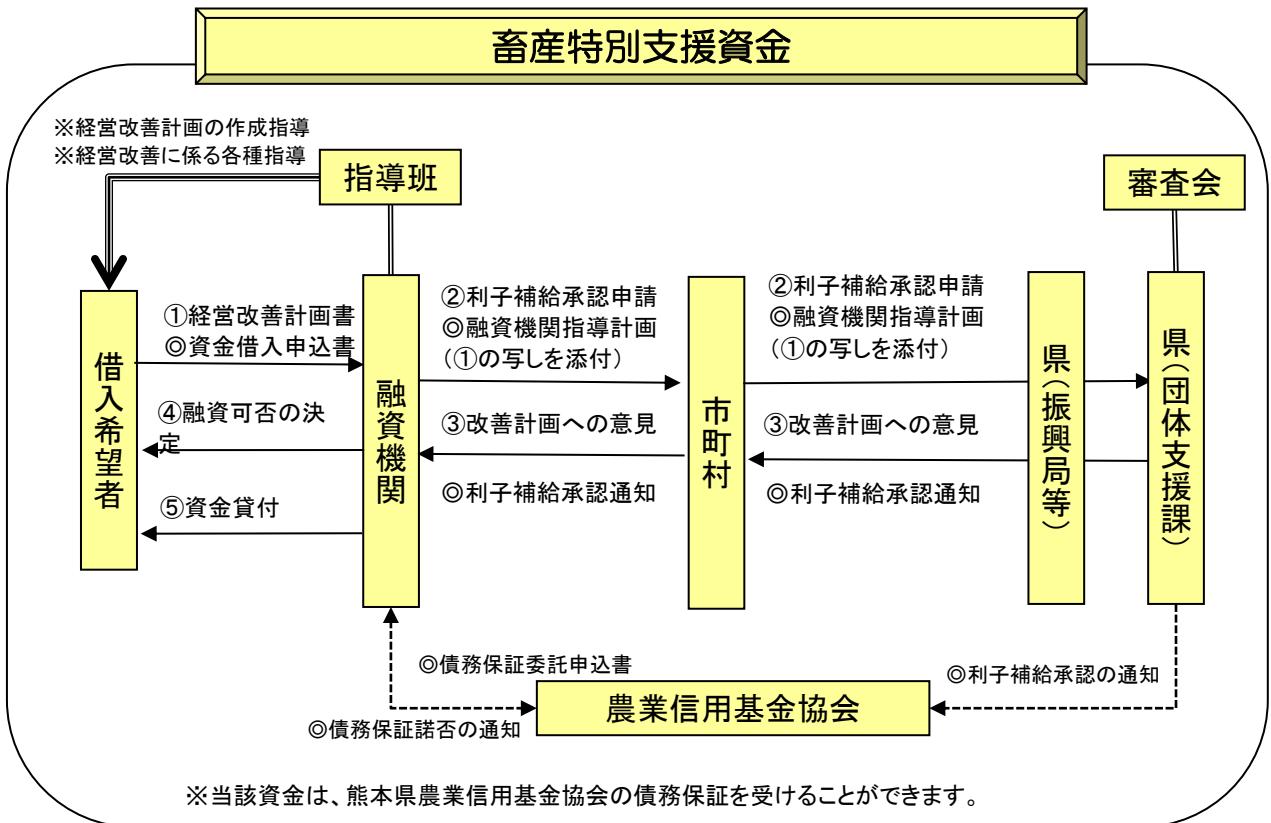
○「大家畜・養豚特別支援資金」の融資対象者は、畜産に係る営農負債の償還が国難となっている農業者であって、以下の要件に該当する方です。

**[要件]・次の要件に該当する者**

- (1) 大家畜又は養豚経営を今後とも長期に継続するとともに、経営の改善に積極的に取り組む意欲と能力を有すること
- (2) 借入れを希望する年度を含む直近の年度において、約定償還金の一部の返済が可能であること
- (3) 酪農経営にあつては、生乳生産団体等が行う組織的な生乳の計画生産に協力し、これを実行していること
- (4) 現に大家畜又は養豚経営に従事しており、将来的にも従事する見込みがあると認められること。(経営の継続性を判断するため、年齢、後継者の有無等を総合的に検討します。)
- (5) 「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」に基づき、年に1回、点検シートにより点検を行うことが可能であること。
- (6) 配合飼料価格安定制度加入に関する申告書を融資機関に提出すること
- (7) 法人にあつては、ア 農事組合法人、イ 農業者等が社員の過半を占める持ち分会社、ウ 農業者等が株主であつて、株主総会が50人以下の株式会社等
- (8) 乳用牛、肉用牛又は豚の飼養規模が別に定める頭数以上であること
- (9) 経営継承資金は、上記要件に加え、農業を営む個人(1戸法人を含む)であり、現に大家畜又は養豚経営に従事しているおおむね40歳以下の後継者が借入れを希望する年度以降において当該経営の主たる従事者となることが認められること

**貸付の手続**

貸付の手続は各資金ごと以下のとおりです。



●資金に関する詳しい相談は、最寄りの広域地域本部・地域振興局または、金融機関（農協等民間金融機関）までお問い合わせください。